

ポジティブ・アクション普及促進のための シンボルマークについて

<趣旨・目的>

企業、労使団体等がポジティブ・アクション普及促進の趣旨に賛同して活動を行う際に利用することができるシンボルマークを作り、その使用を促進することにより、ポジティブ・アクションへの関心、認知度を高め、ポジティブ・アクションの取組に向けての社会的機運の醸成を図る。

<方法>

女性の活躍推進協議会として、シンボルマークを、広く一般から募集し、最も適切なデザインを選定、公表する。

<スケジュール>

- ・ 8月下旬（本協議会開催後速やかに）
記者発表、厚生労働省ホームページに掲載
募集期間は9月末まで
- ・ 10月初旬
女性の活躍推進協議会委員による審査、決定
- ・ 10月下旬
シンボルマーク公表